十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第四十九条の二及び第四十九条の三において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

［十四の二～三十九　略］

［6～13　略］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～六　略］

2　［略］

3　前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

4　第一項及び第二項の規定は、法第四条の二第五項において準用する同条第三項及び法第四条の四第四項において準用する同条第三項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

5　［略］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二　［略］

2　金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

四　当該申請の時において申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　略］

七　申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

十四　投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

［十四の二～三十九　同上］

［6～13　同上］

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第六条　信用協同組合等は、認可対象会社（法第四条の二第三項又は法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいい、同条第一項第七号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～六　同上］

2　［同上］

3　前二項の規定は、法第四条の二第四項ただし書（法第四条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可について準用する。

4　第一項の規定は、法第四条の二第五項及び法第四条の四第四項の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

5　［同上］

（業務高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第六条の二　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　当該申請の時において申請信用協同組合連合会及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

［五・六　同上］

七　申請信用協同組合連合会の業務の状況に照らし、申請信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、申請信用協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］